平成３０年（フ）第２３号
相模原市緑区橋本４丁目11番７－502号
債務者　天利　一恵（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６５０号
埼玉県志木市中宗岡３丁目４番５号　レジデンスぬくい　101号
債務者　永廣　豊和
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６０号
さいたま市緑区大字大間木1774番地３
債務者　桑原　悟
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
埼玉県戸田市大字新曽758番地の２　アルドール・ピソⅡ101号室
債務者　山崎　宏美
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
埼玉県川口市安行出羽４丁目９番15号　タウンハイツナカムラ８号室
債務者　内山　貴雄
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５０号
埼玉県蕨市中央３丁目31番12号　ハイーブリッヂ106号
債務者　荻原　幸代
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
埼玉県吉川市吉川団地５番14号304、旧住所埼玉県吉川市吉川１丁目３番地10　互コーポ202号
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
埼玉県吉川市吉川団地５番14号304、旧住所埼玉県吉川市吉川１丁目３番地10　互コーポ202号
債務者　田中　久子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
埼玉県大里郡寄居町大字富田407番地７
債務者　渡辺　正
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第２５号
埼玉県深谷市萱場51番地９
債務者　松富　雄二
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第２号
千葉県成田市中野522－１、住民票上の住所千葉県香取市扇島2363番地
債務者　髙安久美子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成３０年（フ）第５号
相模原市緑区元橋本町５番19号　パープルハウス102号室
債務者　松永　泰知
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４８０号
愛知県豊田市聖心町１丁目７番地３　アリビオ聖心1323号、前住所北海道千歳市真々地２丁目１番７号　セクションＡ－Ⅱ102号
債務者　東野　博
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
愛知県岡崎市大和町字荒田36番地１　大和ビレッジ　Ａ－401、前住所愛知県岡崎市大和町字川原62番地　フリーデ．Ｍ　202
債務者　古波津桐子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
大阪府和泉市箕形町６丁目１番32号和泉箕形の郷、前住所大阪府和泉市池上町375番地信太山ハウス３棟５号
債務者　明貝ヨシ子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
大阪府岸和田市小松里町2035番地エクシードＡ201、住民票上の住所大阪府岸和田市行遇町１番地の36（住民票上の前住所）大阪府岸和田市上野町東１番31－103号
債務者　山田　良介
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係